

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年5月28日

分任支出負担行為担当官

仙台森林管理署長 上野 真一

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物件名 建設機械等チャーター単価契約（鎌倉林道）
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 事業場所 鎌倉林道
- (4) 事業期間 契約締結の翌日から令和8年10月16日（水曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (3) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』においてA、B、C又はDの等級に登録されており、『営業品目』『315 その他』、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒981-0908 宮城県仙台市青葉区東照宮1丁目15-1
仙台森林管理署 総務グループ
電話 022-273-1111

4 見積書等の提出について

- (1) 電子調達システムを用いて見積合わせを実施しますので、下記日時まで応

札して下さい。

期限 令和8年6月10日(水) 10:00まで 順次開札

- (2) 郵送及び持参による提出の場合は、下記日時までに上記3まで提出してください。
- (3) 郵送による見積書の提出に当たっては、上記4(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名) 見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (4) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。
- (5) 内訳書の様式は任意であるが、機種ごとの1時間当たりの単価、機械輸送は距離区分ごとの単価及び総額を明らかにしてください。
- (6) 見積書の日付は令和8年6月10日(水曜日)としてください。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね1～2日(閉庁日除く)中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第4条のとおりです。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します(契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。)

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積りを依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>

をご覧ください。

重機運搬内訳書

建設機械等チャーター単価契約(鎌倉林道)

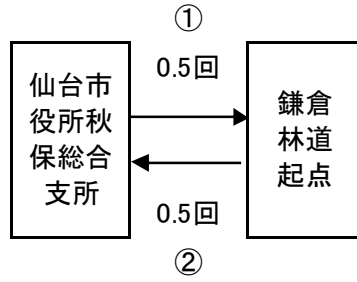
輸送距離 仙台市秋保総合支所からの機械運搬距離(片道)バックホウ0.45m³

20kmまで × 1.0 回 ①+②

30kmまで × 回

40kmまで × 回

計 1.0 回



チャーター単価の補正事項

建設機械等チャーター単価契約(鎌倉林道)

補正事項	補正の有無 (○・×)	補正内容	補正率	加算額	備考
機械損料補正	○	豪雪地域割増	10%		

※1 本修繕で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く。)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く。)については、運転1時間(日)当たり損料に105/100を乗じて機械損料を補正している。

※2 本補正は豪雪地帯路線にのみ適用されるため、非豪雪地帯の路線にて稼働の際には適用されない。

令和 8 年度

建設機械等チャーター単価契約(鎌倉林道)

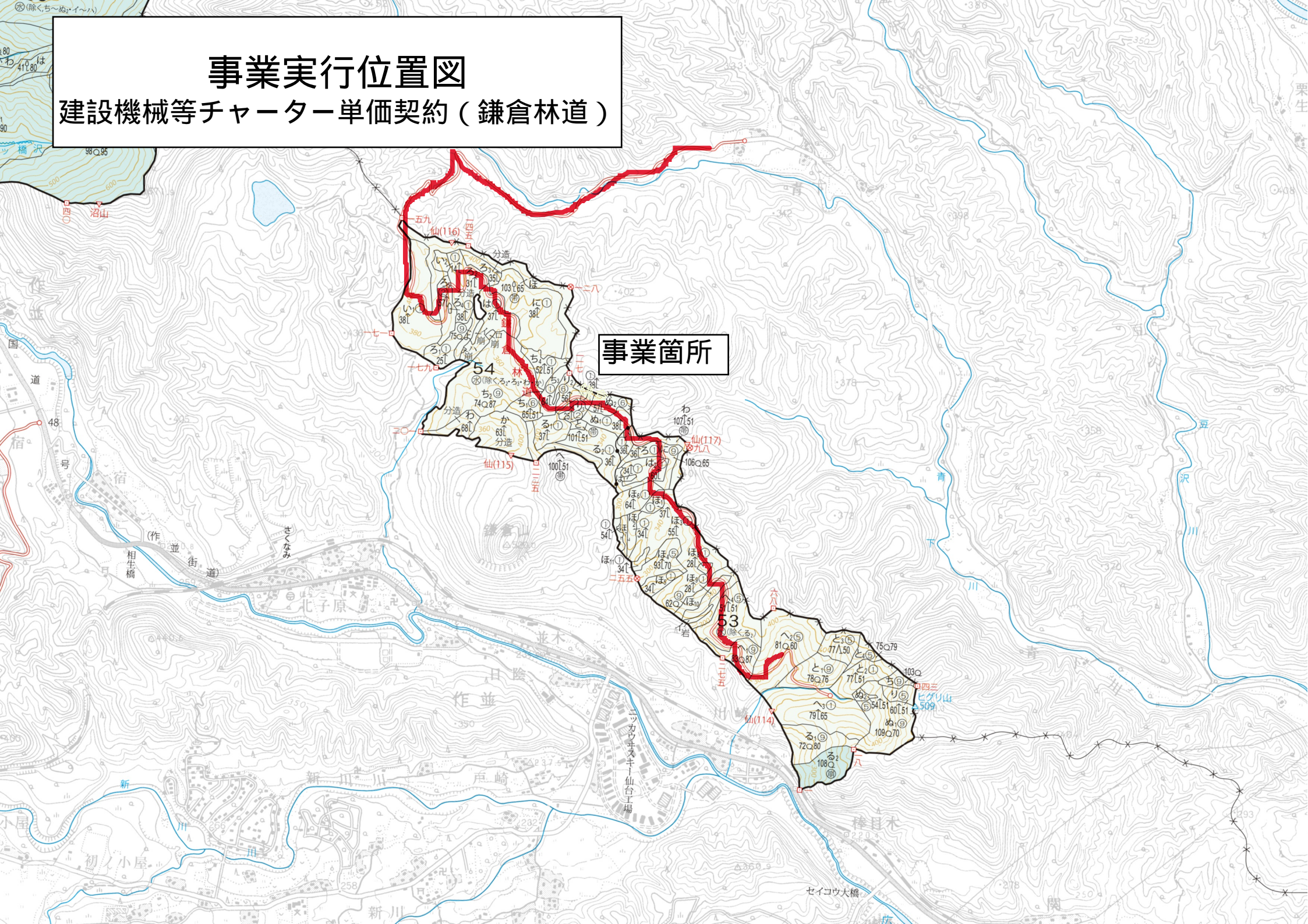
数量内訳書

東北森林管理局

仙台森林管理署

事業実行位置図

建設機械等チャーター単価契約（鎌倉林道）



物件内訳書

建設機械等チャーター単価契約(鎌倉林道)

借上げ機械	品質規格	予定時間等	備 考
	容 量		
バックホウ	0.45 m3	105 H	山積 豪雪地帯
バックホウ運搬経費(0.45m3)	1 式	1.0 回	10kmを超え20kmまで
バックホウ運搬経費(0.45m3)	式	0.0 回	20kmを超え30kmまで
バックホウ運搬経費(0.45m3)	式	0.0 回	30kmを超え40kmまで

※チャーター機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則としている。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

作業実施要領

1. この要領は作業施工についての一般的事項を示すものであり、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは仕様書の定めによる。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、すべて発注者（発注者の命じた職員（以下監督職員という）を含む。）の指示監督に従うこと。
2. 受注者は業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
3. 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は作業する日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。また、部分的な崩土取除き等を実施する場合は作業中の写真も撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者は日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影すること。
 - (3) 受注者は運転時間確認書へ日々の作業について、必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び運転時間確認書は、監督職員が提出を求めた都度、速やかに提出し確認を受けること。
4. 作業に使用する機械器具で、発注者が不相当と認めたものは使用することができない。
5. 発注者の事業実行上必要な物件は、発注者の指示がない限り移動又は撤去することができない。
6. 作業施工の障害となるものは、発注者の指示により取壊し除去または移転すること。
7. 受注者は作業にあたって現地を十分把握のうえ、ガードレール、擁壁等の林道工作物の保全に努めなければならない。
8. 作業完了後は現場の跡地整理、取片づけを行うこと。
9. 受注者は作業にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び指導事項等を遵守すると共に、現地及び周囲の環境に十分気を配り、林道からの滑落、崩土、落石、雪崩等による災害防止に努めなければならない。

【様式】

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名										
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間 記録者(印)	運転時間 確認者(印)	重機輸送 自 走	備 考
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間				

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。

【記載例】
様式 2

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名		〇〇地区（〇〇森林事務所管内）				バックホウ0.4m ³ （山積）				
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間 記録者(印)	運転時間 確認者(印)	重機輸送 自 走	備 考
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間				
R3.6.4	崩土取除	A林道	9:05	17:20	6:35	6:35	山	山	〇〇～A	20km 0.5回
5	"	A, B林道	8:00	17:05	6:30	13:05	山	山	A～B	10km 0.5回
6	碎石敷均し	C林道	8:00	16:50	7:50	20:55	山	山	B～C	20km 0.5回
7	"	"	8:05	17:05	7:50	28:45	山	山		
8	"	"	8:00	13:55	4:55	33:40	山	山	C～D	20km 0.5回
11	崩土取除	D林道	8:30	16:25	6:55	40:35	山	山		
12	碎石敷均し	"	8:00	17:00	7:25	48:00	山	山		
13	"	"	8:30	17:00	6:25	54:25	山	山	D～〇〇	20km 0.5回
25	崩土取除	E林道	10:20	16:50	6:30	60:55	山	山	〇〇～D～〇〇	30km 1回
28	路面整正	F林道	8:00	15:30	6:10	67:05 (67:00)	山	山	〇〇～F～〇〇	40km 1回

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。

【記載例2】
様式2

運 転 時 間 確 認 書

契約地区名		〇〇地区（〇〇森林事務所管内）				モータグレーダ 3.1m				
年 月 日	(2) 主な作業種	(3) 林道名	運 転 時 間				運転時間 記録者(印)	運転時間 確認者(印)	重機輸送 自 走	備 考
			運転開始 時 刻	運転終止 時 刻	うち 運転時間	累計運転 時 間				
R3.6.4	路面整正	A林道	9:05	17:20	6:35	6:35	Ⓜ	Ⓜ	〇〇～A	15km 45分
5	"	A, B林道	8:00	17:05	6:30	13:05	Ⓜ	Ⓜ	A～B	7km 21分
6	"	C林道	8:00	16:50	7:50	20:55	Ⓜ	Ⓜ	B～C	18km 54分
7	"	"	8:05	17:05	7:50	28:45	Ⓜ	Ⓜ		
8	"	"	8:00	13:55	4:55	33:40	Ⓜ	Ⓜ	C～D	12km 36分
11	"	D林道	8:30	16:25	6:55	40:35	Ⓜ	Ⓜ		
12	"	"	8:00	17:00	7:25	48:00	Ⓜ	Ⓜ		
13	"	"	8:30	17:00	6:25	54:25	Ⓜ	Ⓜ	D～〇〇	
25	"	E林道	10:20	16:50	6:30	60:55	Ⓜ	Ⓜ	〇〇～D～〇〇	往復26km 1時間18分
	計					64:49 (64:45)				自走時間 3時間54分

※重機輸送は重機を積載して往復した場合1回、片道の場合は0.5回とする。
重機輸送及び自走する場合の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所等を含む）とする。